令和5年度 特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に規定する施設等利用給付認定子ども(法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)が、特定子ども・子育て支援施設等(法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。)から特定子ども・子育て支援(法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を受けたときに、施設等利用給付認定保護者(法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下「認定保護者」という。)に対して行う施設等利用費の支給に関して、法第 30 条の 3 において準用する法第 14 号第 1 項に基づいて調査・指導等を行い、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)第 53 条から第 61 条までを遵守させ、また、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図ることにより、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

2 対象施設・事業

以下の特定子ども・子育て支援施設等を対象とする。

- ① 認可外保育施設(企業主導型保育事業は対象外)
- ② 新制度未移行幼稚園
- ③ 特別支援学校(以下「特支」という。)の幼稚部
- ④ 預かり保育事業(幼稚園型) ※幼稚園、特支の幼稚部、認定こども園が実施するもの
- ⑤ 一時預かり事業(一般型) ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- ⑥ 病児保育事業 ※企業主導型保育事業が実施するものも含む
- (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

3 指導形態

(1)集団指導

各種運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、 その内容に応じ、特定子ども・子育て支援施設等の設置者・事業者を一定の場所に 集めて、講習等の方法により行う。実施頻度については、年1回以上とする。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談 し、関係書類等を確認する方法により行う。 実地指導は、すべての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、原則として3年に 1回実施するため、特定子ども・子育て支援施設等の種類、運営主体及び過去の指導 内容等を考慮し、対象を選定する。

(3) 書面指導

特定子ども・子育て支援提供者から必要な書類の提出を受け、それに基づいて運営 基準及び内閣府告示等の遵守に関して確認する方法により行う。

書面指導は、実地指導の代替、又はそれらに追加するものとして必要に応じて実施する。

4 実地指導の重点項目

(1)教育・保育その他の特定子ども・子育て支援の提供の記録(運営基準第 54 条関係) 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支 援の具体的な内容その他必要な事項の記録がされているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕保育の記録、業務日誌、登降園記録等

(2) 利用料及び特定費用の額の受領(運営基準第55条関係)

認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか、特定費用は 適切なものであり、金銭の使途等を書面により明確にし、保護者に説明を行い、同意 を得ているかを確認する。

※特定費用:子ども・子育て支援法施行規則第28条の16 各号に規定する費用 〔確認する資料(例)〕利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、入園のしおり等

(3)領収証及び提供証明書の交付(運営基準第56条関係)

支払いを受けた場合の領収書を交付しているか、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕利用料と特定費用の金額がわかる書類、領収証控え、提供証明 書控え等

(4) 法定代理受領の場合の読替え(運営基準第57条関係)

※法定代理受領を実施している施設のみ対象

法定代理受領により、市町村から施設等利用費を受ける場合、当該市町村及び当該認 定保護者に施設等利用費の金額を通知したことがわかる書類

〔確認する資料(例)〕市町村及び認定保護者への支援提供証明書・通知控え等

(5)認定保護者に関する市町村への通知(運営基準第 58 条関係)

認定保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けた、又は受けようとしたとき、 その事実を知り得た際に、市町村へ通知しているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕市町村への通知控え等

(6) 子どもを平等に取り扱う原則(運営基準第59条関係)

子どもの国籍、社会的身分等、又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負

担するか否かによって、差別的な取扱いをしていないかを確認する。

〔確認する資料(例)〕該当するマニュアル(運営規程等)、入園のしおり等

(7) 秘密保持等(運営基準第60条関係)

職員(退職した職員も含む)が秘密を漏らさないための措置をとっているか、進級等の際に、子どもに関する個人情報の提供に係る同意書を保護者から得ているかを確認する。

〔確認する資料(例)〕就業規則、個人情報に関する誓約書、保護者の同意書等

(8) 記録の整備(運営基準第61条関係)

「特定子ども・子育て支援提供の記録」や「保護者に関する市町村への通知に係る記録」を5年間保存しているか、また、職員や設備、会計に関する諸記録を整備しているかを確認する。

[確認する資料(例)] 提供の記録、関係市町村への通知に関する記録、労働条件通知書、労働者名簿、賃金台帳、資格証写し、出勤簿、給与規程、社会保険への加入を証する書類、職員定期健康診断の記録、決算書、付属明細書、確定申告書類、届出関係書類、消防計画、安全管理マニュアル、安全対策実施計画表、避難訓練実施記録簿等

5 監査形態

特定子ども・子育て支援施設等において、次の項目に該当する場合には、事案の緊急性 及び重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を実施する。

実地指導中に次の項目への該当が確認された場合には、実地指導を中止し、直ちに監査 を行う。

- ア 特定子ども・子育て支援施設等について、著しい運営基準への違反が確認されたとき。
- イ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われるとき。
- ウ 特定子ども・子育て支援施設等及び認定保護者の施設等利用費の請求に著しい不正 が疑われるとき。
- エ ウに掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項第1号から第3号、又は第58条の10第1項各号(第2号は除く。)のいずれかに該当することが疑われるとき。

6. 令和5年度指導監查実施計画(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
集団指導				•				•				
巡回指導				•				•				
実地指導								•			•	

※実地指導は、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設から優先に実施する。

※実地指導は、1月で10~15件、1週間で3件程度を予定している。(合計40件)

※実地指導については、県の立ち入り調査と併せて実施できるよう務める予定。

【11月末~1月末での実地指導予定件数】 合計:35施設(事業所)

	実 地 技	指 導 実	施 施	設・事	業所		
	認可外 保育施設	預かり保育 (幼稚園)	預かり保育 (認こ園)	一時預かり 事業	病児保育 事業	合計	
沖 縄 市	6	1	1	1	0	9	
宜野湾市	4	0	2	1	1	8	
うるま市	4	1	1	1	0	7	
北 谷 町	3	0	1	0	0	4	
北中城村	2	0	0	0	0	2	
中城村	2	0	0	0	0	2	
西原町	2	0	0	0	0	2	
嘉手納町	1	0	0	0	0	1	
計	24	2	5	3	1	35	

※負担金割合と、各市町村ごとの施設・事業所の設置割合を加味して振り分け。

※関係市町村とのヒアリング時に担当者より聞き取った気になる施設・事業所を優先。

※指導監督基準緩和措置が来年9月末までなので、本基準未達成の認可外保育施設を優先。